


決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [ ] 枚」の随意契約について			文書番号	
	伺い文 (別紙) 参照				
起案	起案日	令和2年4月3日		受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係		決裁 決裁処理期限日	
案	起案者	今泉 守正 		決裁 決裁日	R 2.4.3
	連絡先	3049		施行処理期限日	
分類名称	大分類	契約		施行日	
	中分類	契約		施行先	
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連		施行者	備考欄参照
取扱区分	秘密区分			行 取扱上の注意	
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け 1
	指定事由			取扱制限	
				保存	行政文書保存期間 5年
決裁・供覧欄			保存期間満了時期	令和8年3月31日	
	決裁・供覧欄 (別紙) 参照				
備考欄					

標記の件について、以下のとおり契約してよろしいか伺うものである。

1. 件名等  
ガーゼマスク購入 一式  
予定数量           枚  
金額 1,430,000,000円
2. 予定価格調書  
別途作成
3. 契約書  
別紙1
4. 仕様書  
別紙2
5. 契約の相手方  
興和株式会社
6. 契約方法及び適用条項等  
(1) 契約方式 随意契約  
(2) 適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4項 ~~第7号~~
7. 保証金  
契約保証金 免除 (予算決算及び会計令第100条の3第3号)
8. 契約区分  
物品供給
9. 特約条項  
文部科学省が定めた物品供給契約基準を適用する
10. 納入期間および納入場所  
契約締結日～令和2年4月30日 文部科学省
11. 支出科目  
(会計) 一般会計  
(項) 文部科学本省共通費  
(大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費  
(事項) 文部科学本省一般共通経費  
(目) 庁費

伺  
い  
文  
別  
紙

大臣官房 会計課 監査班  
原 克彦 (課長)

原

大臣官房 会計課  
木村 直大 (課長)

大臣官房 会計課 監査班  
上地 義夫 (主査) 【済】

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
福永 武彦 (係長) 【済】

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
植村 啓 【済】

大臣官房 会計課 用度班  
法量 健哲 (主査) 【済】

決 大臣官房 会計課 用度班  
今井 弘司 (専門官等) 【済】

裁 大臣官房 会計課 用度班 総括係  
佐藤 希 【同報】

大臣官房 会計課 用度班 総括係  
[Redacted]

供 大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
[Redacted]

覧

欄

( 別

紙

)

# 契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年4月30日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様 別紙のとおり

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克 彦

乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号  
興和株式会社  
代表取締役  
井 上 順 司

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行期限までに履行場所へ納入するものとする。

2 甲は、乙が履行期限までに商品の納入を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行い、甲は、検査(外観及び数量確認)をするものとする。

2 甲は商品納入後5日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。当該期間内に甲が乙に通知をしなかった場合、商品は検査に合格したものとみなされる。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲は当該部分の代金を支払わない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わない。

(契約不適合)

第8条 甲は、本契約の取引が非常事態への対応として実施されることに鑑み、納入物について、検査合格後に本契約の内容に適合しないものであっても、乙に対し責任を追究しない。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第9条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、この契約による契約金額(契約単価に仕様書で定める予定数量を乗じるなどして得た金額。契約締結後、契約単価が変更した場合は変更後の契約単価を適用する。)の100分の10に相当する金額(以下この条において「違約金」という。)を指定の期日まで

に甲に支払わなければならない。なお、この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙又は乙の代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めるときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(4) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項の規定に該当する場合は、甲は、契約を解除することができる。

3 乙は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項に規定する場合において、指定の期日までに違約金を支払わなかった場合は期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

6 乙は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(紛争等の解決方法)

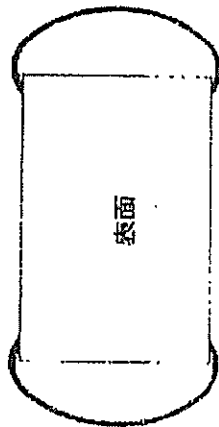
第10条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

# ガーゼマスク

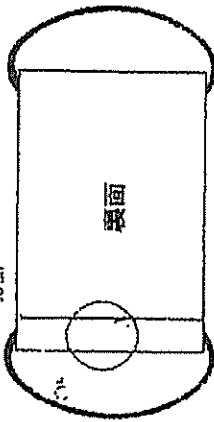
別紙

## ● 出来上がり図



ホルムアルデヒド  
75PPM以下

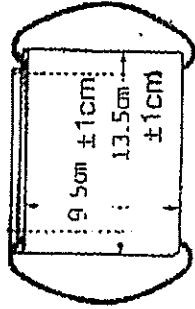
投着口が卑なる側が  
裏面



「L」の結び目  
を両端で縫い、  
口幅を  
調節する

\* 耳紐 結び目隠し

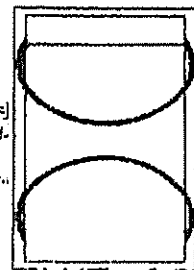
\* 紐上がり 27cm



※ 上下端 ずれないように  
(2mmまでのズレは許容)

## ● 納品時形態

### OPP袋に個別包装

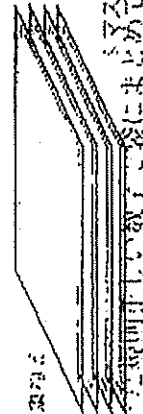


内面側に付着したガーゼマスクを  
OPP袋に個別包装



※ マスクの裏面側でOPP袋を開けることが望ましい。

OPP袋を開いた後、ガーゼマスクを  
取り出し、表面を清潔な状態で  
保管してください。また、  
ガーゼマスクは、  
繰り返し使用可能なため、  
洗濯機で洗って乾かすことも  
可能です。



注意書き挿入不要  
表を上向きに縫

※ マスクの裏面を上向きに縫い、  
裏面側からOPP袋を開け、  
ガーゼマスクを取り出すように  
してください。

# 御見積書

日付 2020年3月31日

文部科学省 御中

下記の通り御見積り申し上げます。

興和株式会社

〒480-8625

名古屋市中区錦三丁目6番29号

TEL 052-963-3171

FAX 052-963-3188

納期: 2020年4月末 (分割納品)

受渡場所: 日本郵便 倉庫

支払条件: 納品後30日以内振込

見積有効期限: 2020年4月3日

No.	内容	数量	単価	金額
	緊急事態用ガーゼマスク	[REDACTED]枚	[REDACTED]	¥1,300,000,000
	梱包方法: 1枚ずつ 個包装 50枚ずつ 内袋入れ			
備考			小計	¥1,300,000,000
			消費税	¥130,000,000
			合計	¥1,430,000,000



## 予 定 価 格 調 書

件 名：ガーゼマスクの購入（興和（株）分）

予 定 価 格：金1,430,000,000円也 (A)

比 較 金 額：金1,300,000,000円也【(A)×100/110】

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年4月 3 日  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦



# 契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年4月30日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■円/枚	■■■円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様 別紙のとおり

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。  
本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月3日

甲 東京都千代田区籠が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 寛

乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号  
興和株式会社  
代表取締役

井 上 順

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行期限までに履行場所へ納入するものとする。

2 甲は、乙が履行期限までに商品の納入を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行い、甲は、検査(外観及び数量確認)をするものとする。

2 甲は商品納入後5日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。当該期間内に甲が乙に通知をしなかった場合、商品は検査に合格したものとみなされる。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲は当該部分の代金を支払わない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わない。

(契約不適合)

第8条 甲は、本契約の取引が非常事態への対応として実施されることに鑑み、納入物について、検査合格後に本契約の内容に適合しないものであっても、乙に対し責任を追究しない。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第9条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、この契約による契約金額(契約単価に仕揃書で定める予定数量を乗じるなどして得た金額。契約締結後、契約単価が変更した場合は変更後の契約単価を適用する。)の100分の10に相当する金額(以下この条において「違約金」という。)を指定の期日まで

に甲に支払わなければならない。なお、この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙又は乙の代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めるときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(4) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項の規定に該当する場合は、甲は、契約を解除することができる。

3 乙は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項に規定する場合において、指定の期日までに違約金を支払わなかった場合は期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

6 乙は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(紛争等の解決方法)

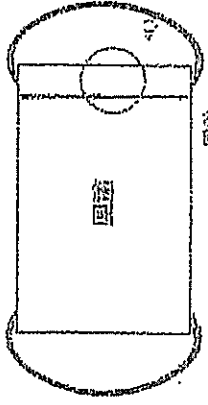
第10条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

## ●出来上がり図



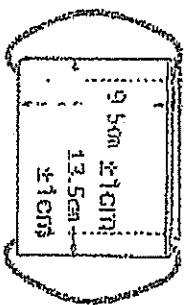
ホルムアルデヒド  
75PPM以下



このマスクは  
品質を向上させるため  
に作られています

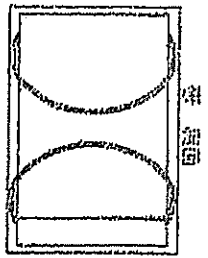
\*互縫 縮み自戻し

\*縫上がり27cm



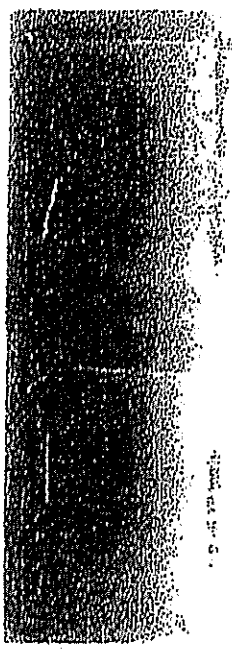
\*上下端 ずれないように  
(2層までのズレは許容)

## ●納品時形態



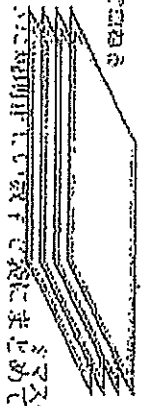
前面側に耳紐を付し、OPP袋に  
OPP袋に入れ

## OPP袋に個別包装

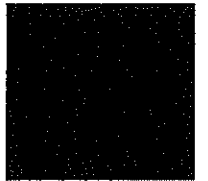
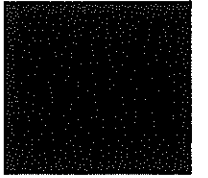


※マスクの裏面側でOPP袋を閉じることが望ましい。


OPP袋の口は必ず  
マスク表面を上に、マスク表面を  
裏面側をそのまゝ  
の口に入らず、  
マスクの口は必ず  
OPP袋の口は必ず



マスク表面を上に、裏面側を  
裏面側をそのまゝ  
の口に入らず、  
マスクの口は必ず



決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [ ] 枚」の随意契約について			文書番号		
伺い文	伺い文（別紙）参照					
起案	起案日	令和2年4月3日		受付日		
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係		決裁 決裁処理期限日		
	起案者	今泉 守正 		決裁 決裁日	22.4.3	
	連絡先	3049		施行処理期限日		
分類名称	大分類	契約		施行日		
	中分類	契約				
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連		施行先		
取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け 1	
	秘密期間終了日					取扱制限
	指定事由			保存	行政文書保存期間	5年
					保存期間満了時期	令和8年3月31日
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄（別紙）参照					
備考欄						

標記の件について、以下のとおり契約してよろしいか伺うものである。

1. 件名等  
ガーゼマスク購入 一式  
予定数量           枚  
金額 948,750,000円
2. 予定価格調書  
別途作成
3. 契約書  
別紙1
4. 仕様書  
別紙2
5. 契約の相手方  
伊藤忠商事株式会社
6. 契約方法及び適用条項等  
(1) 契約方式 随意契約  
(2) 適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4項 <sup>第3号</sup>
7. 保証金  
契約保証金 免除 (予算決算及び会計令第100条の3第3号)
8. 契約区分  
物品供給
9. 特約条項  
文部科学省が定めた物品供給契約基準を適用する
10. 納入期間および納入場所  
契約締結日～令和2年4月30日 文部科学省
11. 支出科目  
(会計) 一般会計  
(項) 文部科学本省共通費  
(大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費  
(事項) 文部科学本省一般共通経費  
(目) 庁費

伺  
い  
文  
(  
別  
紙  
)



大臣官房 会計課  
原 克彦 (課長)



~~大臣官房 会計課  
米村 直大 (課長)~~

大臣官房 会計課 監査班  
上地 義夫 (主査) 【済】

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
福永 武彦 (係長) 【済】

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
植村 啓【済】

大臣官房 会計課 用度班  
法量 健哲 (主査) 【済】

決  
大臣官房 会計課 用度班  
今井 弘司 (専門官等) 【済】

裁  
大臣官房 会計課 用度班 総括係  
佐藤 希【同報】

大臣官房 会計課 用度班 総括係  
[Redacted]

供  
大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
[Redacted]

覧  
欄  
(  
別  
紙  
)

## 契 約 書 (案)

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年4月30日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様書 別紙のとおり

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克 彦 ㊞

乙 大阪府中央区梅田三丁目1番3号  
伊藤忠商事株式会社  
繊維資材・ライフスタイル部  
上 川 辰 也 ㊞

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行期限までに履行場所へ納入するものとする。

2 甲は、乙が履行期限までに商品の納入を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行い、甲は、両当事者が定めた検査基準に従って検査をするものとする。

2 甲は商品納入後5日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲は当該部分の代金を支払わない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わない。

(契約不適合)

第8条 甲は、乙に対し、納入物が本契約の内容に適合しないものであるときは、納入物の補修による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。

4 甲は、乙に対し、納入物が本契約の内容に適合しない旨について、甲がその不適合を知った時から1年以内に旨通知しないときは、その不適合を理由として、前3項に規定する履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第9条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、この契約による契約金額(契約単価に仕様書で定める予定数量を乗じるなどして得た金額。契約締結後、契約単価が変更した場合は変更後の契約単価を適用する。)の100分の10に相当する金額(以下この条において「違約金」という。)を指定の期日までに甲に支払わなければならない。なお、この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙又は乙の代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めるときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(4) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項の規定に該当する場合は、甲は、契約を解除することができる。

3 乙は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項に規定する場合において、指定の期日までに違約金を支払わなかった場合は期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

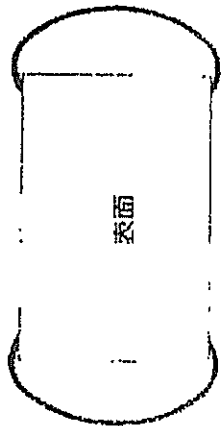
6 乙は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(紛争等の解決方法)

第10条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

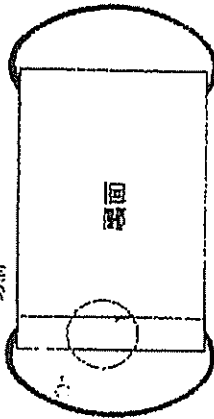
(以下この頁余白)

## ● 出来上がり図



ポリアミドアルデヒド  
75PPM以下

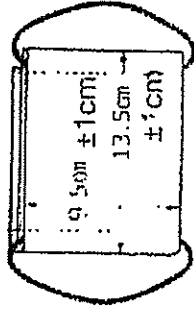
紐が通る部分



この部分には  
糸の端を縫い止めて  
紐を通す

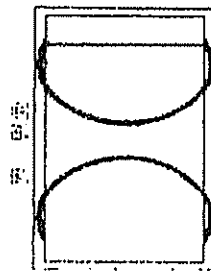
\* 耳紐 結び目隠し

\* 紐上がり 27cm



※ 上下端 ずれないように  
(2箇所までのズレは許容)

## ● 納品時形態



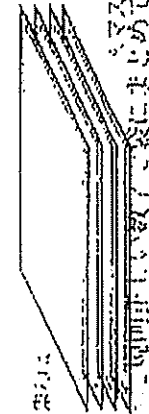
※ 袋の裏面に「ガーゼマスク」  
と記載されています

## OPP袋に個別包装



※ マスクの裏面側でOPP袋を開けることが望ましい。

※ 袋の裏面に「ガーゼマスク」と記載されています



※ 袋の裏面に「ガーゼマスク」と記載されています

※ マスクの裏面側に紐を通すように  
縫い止めてからOPP袋に入れ

# 見 積 書

## ¥948,750,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク	[REDACTED]	[REDACTED]	862,500,000	消費税含まず 倉庫(東京都内)渡し 倉庫賃含まず
合 計				

- 受渡期日 令和2年5月12日(随時アップデートさせていただきます)
- 仕様 ホルムアルデヒド 75PPM以下  
原則、晒原反は、興和(株)支給のものを使用予定  
別途仕様書参照のこと
- 受渡条件 神奈川県、京都府、愛知県 御社指定場所
- 支払条件 検収後5日以内現金払い
- 見積有効期限 令和2年5月末日
- 備考
- 原材料及び製品の輸送はすべてエア便を使用予定。
  - エア代の大幅な変動があった場合、別途相談。
  - 厚生労働省様より、談合カルテルの懸念回避のため、官報の一般入札ではなく、緊急随意契約により受注することが前提。
  - 上記数量を令和2年、5月12日までに全量買い上げていただく条件。
  - 縫製拠点は、ベトナム、中国にある弊社起用の縫製工場使用予定。
  - ベトナム、中国政府の介入により、縫製スペースをベトナム市場優先とさせられるリスクあるが基本、日本政府向けの案件という事で既存商売を無理やり都合し、スペースを確保した。
  - 数量±5%変動する可能性があります。
  - ベトナム、中国政府のマスク輸出規制により、納期が遅延する懸念がございます。
  - 令和2年4月10日までに、別途契約書締結条件

上記の通り見積致します

令和2年3月31日

住所 大阪市北区梅田3丁目1-3  
氏名 伊藤忠商事株式会社 [REDACTED]

支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	銀行	支店
預金種別	口座番号	
取引口座名		
債主コード		

## 予 定 価 格 調 書

件 名 : ガーゼマスクの購入 (伊藤忠商事 (株) 分)

予 定 価 格 : 金 9 4 8 , 7 5 0 , 0 0 0 円 也 (A)

比 較 金 額 : 金 8 6 2 , 5 0 0 , 0 0 0 円 也 [ (A) × 1 0 0 / 1 1 0 ]

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和 2 年 4 月 3 日  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦



# 契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年4月30日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様書 別紙のとおり

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月3日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克 彦

乙 大阪市中央区梅田三丁目1番3号  
伊藤忠商事株式会社  
繊維資材・ライフスタイル部  
上 川 辰 夫



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行期限までに履行場所へ納入するものとする。

2 甲は、乙が履行期限までに商品の納入を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行い、甲は、両当事者が定めた検査基準に従って検査をするものとする。

2 甲は商品納入後5日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲は当該部分の代金を支払わない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わない。

(契約不適合)

第8条 甲は、乙に対し、納入物が本契約の内容に適合しないものであるときは、納入物の補修による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。

4 甲は、乙に対し、納入物が本契約の内容に適合しない旨について、甲がその不適合を知った時から6ヶ月以内に書面にてその旨通知しないときは、その不適合を理由として、前3項に規定する履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第9条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、この契約による契約金額(契約単価に仕様書で定める予定数量を乗じるなどして得た金額。契約締結後、契約単価が変更した場合は変更後の契約単価を適用する。)の100分の10に相当する金額(以下この条において「違約金」という。)を指定の期日までに甲に支払わなければならない。なお、この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙又は乙の代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めるときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(4) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項の規定に該当する場合は、甲は、契約を解除することができる。

3 乙は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項に規定する場合において、指定の期日までに違約金を支払わなかった場合は期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

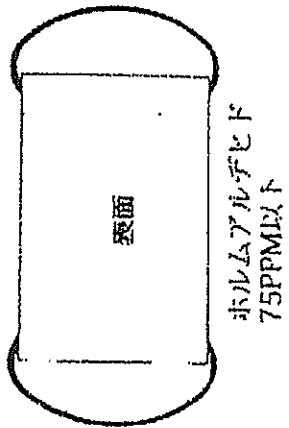
6 乙は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(紛争等の解決方法)

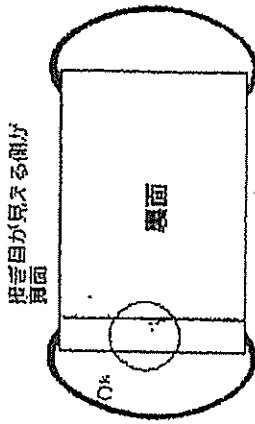
第10条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

## ● 出来上がり図



ホルムアルデヒド  
75PPM以下

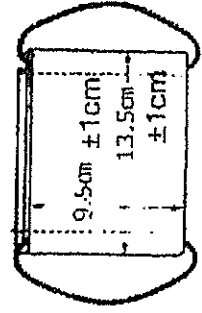


両面が見える側が  
裏面

1cmの結び目は  
香から見えないうように  
縫合する

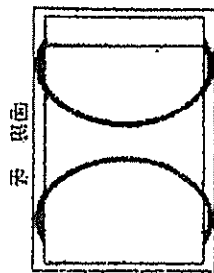
\* 耳紐 結び目隠し

\* 紐上がり 27cm



\* 上下端 すれないうように  
(2mmまでのズレは許容)

## ● 納品時形態



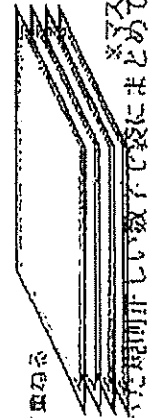
納品時に両面をたたんだ状態で  
OPP袋に入れ

## OPP袋に個別包装

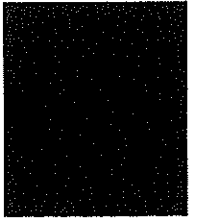


\* マスクの裏面側でOPP袋を閉じることが望ましい。


OPP袋に入れは目的を  
マスク表面を上にした状態で重ねる  
個別包装をそのまま  
カートンに入らず、  
50枚-200枚といふ範囲内  
の数を袋に入れてからカートンへ



は意書き挿入不要  
表を上向きに統一  
\* マスク表面を上にした状態で  
カートンへ



決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [ ] 枚」の随意契約について			文書番号	
伺い文	伺い文（別紙）参照				
起案	起案日	令和2年4月3日		受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係		決裁	決裁処理期限日
	起案者	今泉 守正 		決裁	決裁日 R2.4.3
	連絡先	3049		施行	施行処理期限日
分類名称	大分類	契約		施行	施行日
	中分類	契約		施行先	
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連		施行者	備考欄参照
取扱区分	秘密区分			行	取扱上の注意
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け 1
	指定事由			格付け	取扱制限
				保存	行政文書保存期間 5年
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄（別紙）参照				
備考欄					

標記の件について、以下のとおり契約してよろしいか伺うものである。

伺  
い  
文  
別  
紙

1. 件名等  
ガーゼマスク購入 ████████ 枚  
予定数量 ████████ 枚  
金額 221,760,000円
2. 予定価格調書  
別途作成
3. 契約書  
別紙1
4. 仕様書  
別紙2
5. 契約の相手方  
株式会社マツオカコーポレーション
6. 契約方法及び適用条項等  
(1) 契約方式 随意契約  
(2) 適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4項 <sup>第3号</sup>
7. 保証金  
契約保証金 免除 (予算決算及び会計令第100条の3第3号)
8. 契約区分  
物品供給
9. 特約条項  
文部科学省が定めた物品供給契約基準を適用する
10. 納入期間および納入場所  
契約締結日～令和2年4月30日 文部科学省
11. 支出科目  
(会計) 一般会計  
(項) 文部科学本省共通費  
(大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費  
(事項) 文部科学本省一般共通経費  
(目) 庁費

大臣官房 会計課  
原 克彦 (課長)



~~大臣官房 会計課  
本村 直人 (課長)~~

大臣官房 会計課 監査班  
上地 義夫 (主査) 【済】

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
福永 武彦 (係長) 【済】

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
植村 啓 【済】

大臣官房 会計課 用度班  
法量 健哲 (主査) 【済】

決  
大臣官房 会計課 用度班  
今井 弘司 (専門官等) 【済】

裁  
大臣官房 会計課 用度班 総括係  
佐藤 希 【同報】

大臣官房 会計課 用度班 総括係

供  
大臣官房 会計課 監査班 監査総括係

覽

欄

( 別

紙

)

# 契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年4月30日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様 別紙のとおり

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦

乙 広島県福山市宝町4-14  
株式会社マツオカコーポレーション  
代表取締役社長

松岡典之



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行期限までに履行場所へ納入するものとする。

2 甲は、乙が履行期限までに商品の納入を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行い、甲は、両当事者が定めた検査基準に従って検査をするものとする。

2 甲は商品納入後5日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲は当該部分の代金を支払わない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わない。

(契約不適合)

第8条 甲は、乙に対し、納入物が本契約の内容に適合しないものであるときは、納入物の補修による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。

4 甲は、乙に対し、納入物が本契約の内容に適合しない旨について、甲がその不適合を知った時から1年以内に旨通知しないときは、その不適合を理由として、前3項に規定する履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第9条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、この契約による契約金額(契約単価に仕様書で定める予定数量を乗じるなどして得た金額。契約締結後、契約単価が変更した場合は変更後の契約単価を適用する。)の100分の10に相当する金額(以下この条において「違約金」という。)を指定の期日までに甲に支払わなければならない。なお、この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙又は乙の代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(4) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項の規定に該当する場合は、甲は、契約を解除することができる。

3 乙は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項に規定する場合において、指定の期日までに違約金を支払わなかった場合は期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

6 乙は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(紛争等の解決方法)

第10条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

# ガーゼマスク

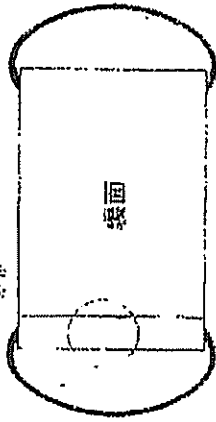
別紙

## ● 出来上がり図



ホルムアルデヒド  
75PPM以下

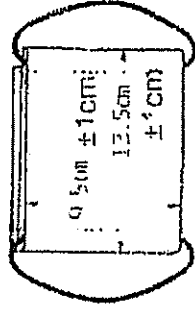
紐の付く面を内側



ホルムアルデヒド  
75PPM以下

\* 耳紐 結び目隠し

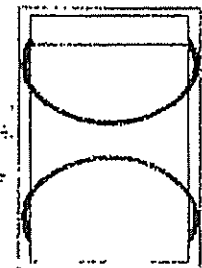
\* 紐上がり 27cm



\* 上下端 すれぬように  
(2mmまでのズレは許容)

## ● 納品時形態

### OPP袋に個別包装



ホルムアルデヒド  
75PPM以下



\* マスクの裏面側でOPP袋を閉じることが望ましい。



注意書き挿入不要  
裏面上向きに箱

ホルムアルデヒド  
75PPM以下

# 見 積 書

¥221,760,000

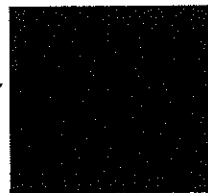
消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク(中国生産)	[REDACTED]	円 [REDACTED]	円 201,600,000	
合 計	[REDACTED]		201,600,000	

上記の通り見積致します

令和 2年 3月 31日

住 所 広島県福山市宝町4-14  
氏 名 株式会社マツオカコーポレーション



支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長殿

【お問い合わせ】  
株式会社マツオカコーポレーション



振込銀行名等	[REDACTED]	銀 行	[REDACTED]	支 店
預金種別	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]	
取引口座名	[REDACTED]			
債主コード				

## 予 定 価 格 調 書

件 名：ガーゼマスクの購入（（株）マツオカコーポレーション分）

予 定 価 格：金221,760,000円也 (A) /

比 較 金 額：金201,600,000円也 [(A) × 100 / 110]

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年4月 3 日  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦



## 契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年4月30日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様 別紙のとおり

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月3日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克

乙 広島県福山市宝町4-14  
株式会社マツオカコーポレーション  
代表取締役社長  
松岡 典

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行期限までに履行場所へ納入するものとする。

2 甲は、乙が履行期限までに商品の納入を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行い、甲は、両当事者が定めた検査基準に従って検査をするものとする。

2 甲は商品納入後5日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲は当該部分の代金を支払わない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、当該部分に相当する代金を支払わない。

(契約不適合)

第8条 甲は、乙に対し、納入物が本契約の内容に適合しないものであるときは、納入物の補修による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。

4 甲は、乙に対し、納入物が本契約の内容に適合しない旨について、甲がその不適合を知った時から1年以内に旨通知しないときは、その不適合を理由として、前3項に規定する履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第9条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、この契約による契約金額(契約単価に仕様書で定める予定数量を乗じるなどして得た金額。契約締結後、契約単価が変更した場合は変更後の契約単価を適用する。)の100分の10に相当する金額(以下この条において「違約金」という。)を指定の期日までに甲に支払わなければならない。なお、この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙又は乙の代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(4) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項の規定に該当する場合は、甲は、契約を解除することができる。

3 乙は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項に規定する場合において、指定の期日までに違約金を支払わなかった場合は期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

6 乙は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

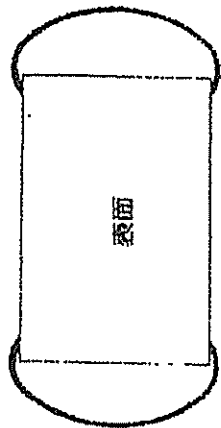
(紛争等の解決方法)

第10条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)



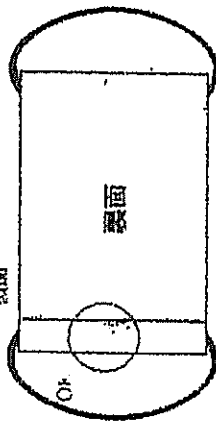
## ● 出来上がり図



表面

ホルムアルデヒド  
75PPM以下

接合目が見える側が  
裏面

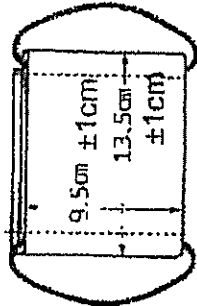


裏面

1cmの幅の紐は  
表から見えぬように  
中に隠す

\* 耳紐 結び目隠し

\* 紐上がり 27cm



※ 上下端 ずれないように  
(2画までのズレは許容)

## ● 納品時形態

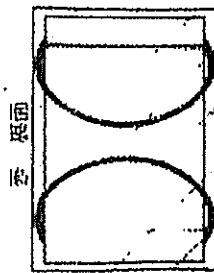


表 裏面

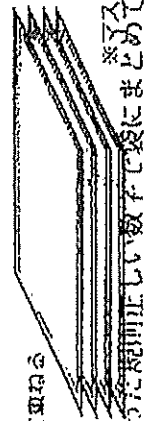
裏面側に耳紐をたんだ状態で  
OPP袋に入れられる

OPP袋に個別包装



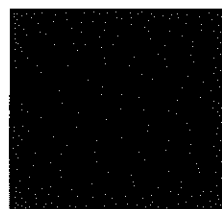
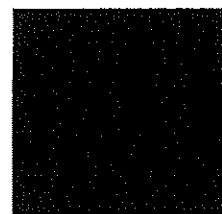
※ マスクの裏面側でOPP袋を閉じることが望ましい。

OPP袋に入れたものを  
マスク裏面を上にした状態で重ねる  
個包装をそのまま  
カートンに入らず、  
50枚〜200枚といっ  
つた規則正しい数にまとめてからカートンへ




※ スク表面を上  
※ スク表面を上  
※ スク表面を上

※ スク表面を上  
※ スク表面を上



決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [REDACTED] 枚」の随意契約にかかる変更契約について			文書番号	
伺い文	伺い文（別紙）参照				
起 案 分 類 名 称	起案日	令和2年4月20日		受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係		決裁 決裁処理期限日	
	起案者	今泉 守正 		決裁 決裁日	R2.4.20
	連絡先	3049		施行 施行処理期限日	
	大分類	契約		施行 施行日	
	中分類	契約		施行先	
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連		施行者	
	秘密区分			行 取扱上の注意	
	秘密期間終了日			格付け 機密性格付け	1
	指定事由			格付け 取扱制限	
取扱区分			保存 行政文書保存期間	5年	
			保存 保存期間満了時期	令和8年3月31日	
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄（別紙）参照				
備考欄					

令和2年4月3日付で興和株式会社 代表取締役 井上順司と 随意契約を締結した「ゲーゼマ  
スク購入 一式」について別紙のとおり変更契約を締結してよろしいか伺う。  
なお、予定価格調書は別途作成する。

支出科目

(会計) 一般会計


(項) 文部科学本省共通費

(大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費


(事項) 文部科学本省一般共通経費


(目) 庁費

伺  
い  
文  
（  
別  
紙  
）


大臣官房 会計課 (課長) 

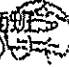
大臣官房 会計課 監査班  
上地 義夫 (主査) 31

大臣官房 会計課 監査班   
田邊 昌彦 (専門官等) 31

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
福永 武彦 (係長) 

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
植村 啓 31

大臣官房 会計課 用度班   
法量 健哲 (主査) 31

決 大臣官房 会計課 用度班   
今井 弘司 (専門官等) 31

裁 大臣官房 会計課 用度班 総括係  
佐藤 希【同報】

大臣官房 会計課 用度班 総括係

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係

供  
覧  
欄  
(  
別  
紙  
)

## 変更理由書

全国の児童・生徒等に配布するためのガーゼマスクを購入するため、4月3日付けで興和株式会社（以下「業者」という。）と契約を締結したところである。

変更前 予定数量 [REDACTED] 枚 契約単価 [REDACTED] 円（税込み）

その後、厚労省内に設置されているマスクチームから、業者との交渉により、単価が143円（税込み）になる連絡があり、4月17日に業者より見積書の提出があった。

これに伴い、4月20日付けで変更契約を行うものである。なお、予定数量についても当初の契約より実際は [REDACTED] 枚増えたことから、この機に併せて変更を行うものとする。

変更後 予定数量 [REDACTED] 枚 契約単価 [REDACTED] 円（税込み）

変更契約書（案）

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と供給者 興和株式会社 代表取締役 井上 順司（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月3日付けで契約を締結している「ガーゼマスク購入 一式」（以下「原契約」という）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 原契約書の4. 契約金額の単価表について、

商品 /	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■ 枚	■■■ 円/枚	■■■ 円/枚

を

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■ 枚	■■■ 円/枚	■■■ 円/枚

に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦

乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号  
興和株式会社  
代表取締役 井上 順司

# 見 積 書

令和 2年 4月 17日

文部科学省支出負担行為担当官 殿

文部科学省製造請負契約基準を確守し、  
下記のとおり見積いたします。

納期 令和 2年 4月 30日 名古屋市中区錦三丁目6番29号  
興和株式会社  
代表取締役 井上 順二 (印)

合計

金額 ¥958,100,000 (税込)

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
緊急事他用 ガーゼマスク		枚	円	¥871,000,000	
消費税相当額 (10%)				¥87,100,000	
合計				¥958,100,000	



## 予 定 価 格 調 書

件 名：ガーゼマスクの購入（興和（株）分）

予 定 価 格：金958,100,000円也（A）

比 較 金 額：金871,000,000円也【（A）×100/110】

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年4月20日  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長

原

克彦 

変更契約書

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と供給者 興和株式会社 代表取締役 井上 順司（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月3日付けで契約を締結している「ガーゼマスク購入 一式」（以下「原契約」という）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 原契約書の4. 契約金額の単価表について、

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■円/枚	■■円/枚

を

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■円/枚	■■円/枚

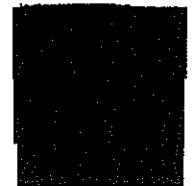
に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月20日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克

乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号  
興和株式会社  
代表取締役 井上 順



決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [ ] 枚」の随意契約にかかる変更契約(2回目)について			文書番号	
	伺い文(別紙)参照				
起案	起案日	令和2年4月28日		受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係		決裁 決裁処理期限日	
	起案者	今泉 守正		決裁 決裁日	R2.4.28
	連絡先	3049		施行処理期限日	
分類名称	大分類	契約		施行日	
	中分類	契約		施行先	
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連		施行者	
取扱区分	秘密区分			取扱上の注意	
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け 1
	指定事由			取扱制限	
				保存	行政文書保存期間 5年 保存期間満了時期 令和8年3月31日
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄(別紙)参照				
備考欄					

興和株式会社 代表取締役 井上順司と 令和2年4月3日付随意契約、同4月20日付変更契約を締結した「ガーゼマスク購入 一式」について別紙のとおり変更契約を締結してよろしいか伺う。  
なお、予定価格調書は別途作成する。

支出科目  
(会計) 一般会計  
    (項) 文部科学本省共通費  
        (大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費  
            (事項) 文部科学本省一般共通経費  
                (目) 庁費

伺  
い  
文  
（  
別  
紙  
）

大臣官房 会計課 (課長)  
原 克彦

大臣官房 会計課 監査班  
上地 義夫 (主査)

大臣官房 会計課 監査班  
田邊 昌彦 (専門官等)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
福永 武彦 (係長)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
植村 啓

大臣官房 会計課 用度班  
法量 健哲 (主査)

大臣官房 会計課 用度班  
今井 弘司 (専門官等)

大臣官房 会計課 用度班 総括係  
佐藤 希【同報】

大臣官房 会計課 用度班 総括係  
[Redacted]

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
[Redacted]

供

覽

欄

別

紙

## 変更理由書（二回目）

全国の児童・生徒等に配布するためのガーゼマスクを購入するため、4月3日付けで興和株式会社（以下「業者」という。）と契約を締結したところである。

変更前 予定数量 [ ] 枚 契約単価 [ ] 円（税込み）  
納入期限 令和2年4月30日

その後、厚労省内に設置されているマスクチームから、業者との交渉により、単価が [ ] 円（税込み）になる連絡があり、4月17日に業者より見積書の提出があった。これに伴い、4月20日付けで変更契約を行った。また、予定数量について当初 [ ] 枚としていたが、他のマスク業者との納入数量の割合を変更したことから、この機に併せて変更を行った。

変更後 予定数量 [ ] 枚 契約単価 [ ] 円（税込み）  
納入期限 令和2年4月30日

（以下、二回目変更契約理由）

しかしながら、納入後不良品（髪の毛、虫混入等）が散見されたことから、業者による自主回収（約 [ ] 枚）を行い、点検し、再度納入することになった。これに伴い当初の4月30日納期に間に合わない可能性が出てきたため、業者と協議を行い、納期を5月25日に変更することとした。また、予定数量において不足対応のため [ ] 枚追加で発注することになったため、この機に併せて再度変更を行うこととした。

変更後（二回目） 予定数量 [ ] 枚 契約単価 [ ] 円（税込み）  
納入期限 令和2年5月25日

変更契約書（二回目）（案）

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と供給者 興和株式会社 代表取締役 井上 順司（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月3日付けで契約を締結している「ガーゼマスク購入 一式」（令和2年4月20日付け変更契約）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 契約書（令和2年4月3日付け）の3. 履行期限又は契約期間の「契約日から令和2年4月30日」を「契約日から令和2年5月25日」に変更する。
2. 変更契約書（令和2年4月20日付け変更契約）の1. 契約金額の単価表について、

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■円/枚	■■■円/枚

を

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■円/枚	■■■円/枚

に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦

乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号  
興和株式会社  
代表取締役 井上 順司

# 見積書

令和 2年 4月 28日

文部科学省支出負担行為担当官 殿

文部科学省製造請負契約基準を確守し、  
下記のとおり見積いたします。

納期 令和 2年 5月 25日

名古屋市中区錦三丁目 6番 29号

興和株式会社

代表取締役 井上 順司



合計

金額 ¥972,400,000 (税込).

品名	規格	数量	単価	金額	備考
緊急事態用 ガーゼマスク		■■■■ 枚	■■■■ 円	¥884,000,000	
				¥88,400,000	消費税
合計				¥972,400,000	



## 予 定 価 格 調 書

件 名 : ガーゼマスクの購入 (興和 (株) 分) :

予 定 価 格 : 金 972, 400, 000 円也 (A)

比 較 金 額 : 金 884, 000, 000 円也 [ (A)  $\times 100 / 110$  ]

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年4月28日  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦

変更契約書（二回目）

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と供給者 興和株式会社 代表取締役 井上 順司（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月3日付けで契約を締結している「ガーゼマスク購入 一式」（令和2年4月20日付け変更契約）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 契約書（令和2年4月3日付け）の3. 履行期限又は契約期間の「契約日から令和2年4月30日」を「契約日から令和2年5月25日」に変更する。
2. 変更契約書（令和2年4月20日付け変更契約）の1. 契約金額の単価表について、

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■円/枚	■■■円/枚

を

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■円/枚	■■■円/枚

に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月28日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦

乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号  
興和株式会社  
代表取締役 井上 順司

決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [ ] 枚」の随意契約にかかる変更契約について			文書番号	
伺い文	伺い文（別紙）参照				
起案 分類名称 取扱区分	起案日	令和2年4月28日		受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係		決裁 決裁処理期限日	
	起案者	今泉 守正		決裁 決裁日	R 2.4.28
	連絡先	3049		施行処理期限日	
	大分類	契約		施行日	
	中分類	契約		施行先	
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連		施行者	
	秘密区分			取扱上の注意	
	秘密期間終了日			格付け 機密性格付け	1
	指定事由			格付け 取扱制限	
			保存 行政文書保存期間	5年	
			保存 保存期間満了時期	令和8年3月31日	
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄（別紙）参照				
備考欄					

令和2年4月3日付で伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル部 上川辰也 と 随意契約を締結した「ガーゼマスク購入 一式」について別紙のとおり変更契約を締結してよろしいか伺う。  
なお、予定価格調書は別途作成する。

支出科目  
(会計) 一般会計  
    (項) 文部科学本省共通費  
        (大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費  
            (事項) 文部科学本省一般共通経費  
                (目) 庁費

伺  
い  
文  
（  
別  
紙  
）

決  
裁  
・  
供  
覧  
欄  
（  
別  
紙  
）

大臣官房 会計課  
原 克彦 (課長)



大臣官房 会計課 監査班  
上地 義夫 (主査)

大臣官房 会計課 監査班  
田邊 昌彦 (専門官等)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
福永 武彦 (係長)



大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
植村 啓

大臣官房 会計課 用度班  
法量 健哲



大臣官房 会計課 用度班  
今井 弘司 (専門官等)

大臣官房 会計課 用度班 総括係  
佐藤 希【同報】

大臣官房 会計課 用度班 総括係  
[Redacted]

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
[Redacted]

## 変更理由書

全国の児童・生徒等に配布するためのガーゼマスクを購入するため、4月3日付けで伊藤忠商事株式会社（以下「業者」という。）と契約を締結したところである。\*

変更前 予定数量 [ ] 枚 契約単価 [ ] 円(税込み)  
納入期限 令和2年4月30日

しかしながら、納入後不良品（髪の毛、虫混入等）が散見されたことから、業者による自主回収（約 [ ] 枚）を行い、点検し、再度納入することになった。これに伴い当初の4月30日納期に間に合わない可能性が出てきたため、業者と協議を行い、納期を5月25日に変更することとした。また、予定数量について当初 [ ] 枚としていたが、他のマスク納入業者との納入数量の割合を変更したことから、この機に併せて変更することとした。

変更後 予定数量 [ ] 枚 契約単価 [ ] 円(税込み)  
納入期限 令和2年5月25日

変更契約書（案）

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と供給者 伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル部 上川 辰也（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月3日付けで契約を締結している「ガーゼマスク購入 一式」（以下「原契約」という。）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 原契約書の3. 履行期限又は契約期間の「契約日から令和2年4月30日」を「契約日から令和2年5月25日」に変更する。
2. 原契約書の4. 契約金額の単価表について、

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

を

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦

乙 大阪府中央区梅田三丁目1番3号  
伊藤忠商事株式会社  
繊維資材・ライフスタイル部  
上川 辰也

# 見 積 書

¥426,250,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク MK01	■■■■	円 ■■■■	円 387,500,000	消費税含まず 倉庫賃含まず
合 計	■■■■	-	387,500,000	

受渡期日 令和2年5月25日まで  
 仕様 ホルムアルデヒド 75PPM以下  
 原則、晒原反は、興和(附)支給のものを使用予定  
 受渡条件 ご指定場所へ配送  
 支払条件 納入後30日現金払い(納品後5日以内に検収の事)  
 見積有効期限 令和2年5月25日  
 備考 ●原材料及び製品の輸送はすべてエア便を使用予定。  
 ●エア代の大幅な変動があった場合は、別途相談  
 ●上記数量を令和2年5月15日までに全量買い上げていただく条件。  
 ●縫製拠点は、ベトナムにある弊社起用の縫製工場を3社使用予定。  
 ●数量+0% -5%変動する可能性があります。  
 ●ベトナム政府のマスク輸出規制により、納期が遅延する懸念がございます。

上記の通り見積致します

令和2年4月28日

住所 大阪市北区梅田3丁目1-3  
 氏名 伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル部 上川 辰也

支出負担行為担当官  
 文部科学省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	■■■■	銀 行	■■■■	支 店
預金種別	■■■■	口座番号	■■■■	■■■■
取引口座名	■■■■			
債主コード	■■■■			



## 予 定 価 格 調 書

件 名：ガーゼマスクの購入（伊藤忠商事（株）分）

予 定 価 格：金426,250,000円也（A）

比 較 金 額：金387,500,000円也【（A）×100/110】

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年4月28日  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦



変更契約書

発注者 文部科学省（締結権限者：支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦。以下「甲」という。）と供給者 伊藤忠商事株式会社（締結権限者：繊維資材・ライフスタイル部 部長、上川 辰也。以下「乙」という。）は、甲乙との間で締結した令和2年4月3日付、ガーゼマスク MK01に関する「契約書」（以下「原契約書」という。）について以下の通り内容を変更することに合意したので、変更契約書を締結する。

記

1. 原契約書の3. に規定する履行期限又は契約期間の「契約日から令和2年4月30日」を「契約日から令和2年5月25日」に変更する。
2. 原契約書の4. に規定する契約金額の単価表の

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

を

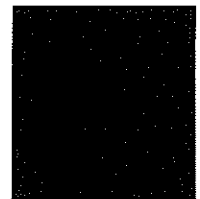
商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

に変更する。

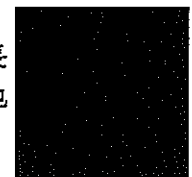
上記契約の成立を証するため、甲乙は下記に記名し、印を押すものとする。  
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月28日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
文部科学省  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦



乙 大阪市中央区梅田三丁目1番3号  
伊藤忠商事株式会社  
繊維資材・ライフスタイル部 部長  
上川 辰也



決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [ ] 枚」の随意契約にかかる変更契約について			文書番号	
	伺い文 (別紙) 参照				
起案	起案日	令和2年4月28日		受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係		決裁 決裁処理期限日	
	起案者	今泉 守正		決裁 決裁日	R2.4.28
	連絡先	3049		施行処理期限日	
分類名称	大分類	契約		施行日	
	中分類	契約		施行先	
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連		施行者	
取扱区分	秘密区分			取扱上の注意	
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け 1
	指定事由			取扱制限	
				保存	行政文書保存期間 5年 保存期間満了時期 令和8年3月31日
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄 (別紙) 参照				
備考欄					

令和2年4月3日付で株式会社マツオカコーポレーション 代表取締役社長 松岡典之と 随意契約を締結した「ガーゼマスク購入 一式」について別紙のとおり変更契約を締結してよろしいか  
伺う。  
なお、予定価格調書は別途作成する。

支出科目  
(会計) 一般会計  
    (項) 文部科学本省共通費  
        (大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費  
            (事項) 文部科学本省一般共通経費  
                (目) 庁費

伺  
い  
文  
（  
別  
紙  
）

大臣官房 会計課  
原 克彦 (課長)

大臣官房 会計課 監査班  
上地 義夫 (主査)

大臣官房 会計課 監査班  
田邊 昌彦 (専門官等)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
福永 武彦 (係長)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
植村 啓

大臣官房 会計課 用度班  
法量 健哲 (主査)

大臣官房 会計課 用度班  
今井 弘司 (専門官等)

大臣官房 会計課 用度班 総括係  
佐藤 希【同報】

大臣官房 会計課 用度班 総括係  
[Redacted]

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
[Redacted]

決  
裁  
供  
覧  
欄  
（  
別  
紙  
）

## 変更理由書

全国の児童・生徒等に配布するためのガーゼマスクを購入するため、4月3日付けで株式会社マツオカコーポレーション（以下「業者」という。）と契約を締結したところである。

変更前 予定数量                     枚 契約単価             円（税込み）  
納入期限 令和2年4月30日

しかしながら、納入後不良品（髪の毛、虫混入等）が散見されたことから、検品業者により業者納入分約            枚を点検することになった。これに伴い不良品の代替品が当初の4月30日納期に間に合わない可能性が出てきたため、業者と協議を行い、納期を5月25日に変更することとした。また、予定数量について当初            枚としていたが、他のマスク納入業者との納入数量の割合を変更したことから、この機に併せて変更することとした。

変更後 予定数量                     枚 契約単価             円（税込み）  
納入期限 令和2年5月25日

変更契約書（案）

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と供給者 株式会社マツオカコーポレーション 代表取締役社長 松岡 典之（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月3日付けで契約を締結している「ガーゼマスク購入 一式」（以下「原契約」という。）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 原契約書の3. 履行期限又は契約期間の「契約日から令和2年4月30日」を「契約日から令和2年5月25日」に変更する。
2. 原契約書の4. 契約金額の単価表について、

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

を

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦

乙 広島県福山市宝町4-14  
株式会社マツオカコーポレーション  
代表取締役社長  
松岡 典之

# 見 積 書

¥762,300,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク(中国生産)	■■■■■	■■■■■	693,000,000	
合 計	■■■■■		693,000,000	

上記の通り見積致します

令和 2年 4月 28日

住 所 広島県福山市宝町4-14

氏 名 株式会社マツオカコーポレーション 代表取締役社長 松岡 典之 印

支出負担行為担当官  
文部科学大臣官房会計課長殿

【お問い合わせ】  
株式会社マツオカコーポレーション



振込銀行名等	■■■■■	銀行	■■■■■	支店
預金種別	■■■■■	口座番号	■■■■■	
取引口座名	■■■■■			
債主コード				



## 予 定 価 格 調 書

件 名 : ガーゼマスクの購入 ( (株) マツオカコーポレーション  
分)

予 定 価 格 : 金 7 6 2 , 3 0 0 , 0 0 0 円 也 (A)

比 較 金 額 : 金 6 9 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円 也 【 (A) × 1 0 0 / 1 1 0 】

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年4月28日  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦

変更契約書

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と供給者 株式会社マツオカコーポレーション 代表取締役社長 松岡 典之（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月3日付けで契約を締結している「ガーゼマスク購入 一式」（以下「原契約」という。）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 原契約書の3. 履行期限又は契約期間の「契約日から令和2年4月30日」を「契約日から令和2年5月25日」に変更する。
2. 原契約書の4. 契約金額の単価表について、

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

を

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月28日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦

乙 広島県福山市宝町4-14  
株式会社マツオカコーポレーション  
代表取締役社長  
松岡 典之

決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [ ] 枚」の随意契約にかかる変更契約(2回目)について		文書番号	
伺い文	伺い文(別紙)参照			
起案	起案日	令和2年5月18日	受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係	決裁 決裁処理期限日	
	起案者	今泉 守正 (印)	決裁 決裁日	
	連絡先	3049	決裁 施行処理期限日	
分類名称	大分類	契約	施行日	
	中分類	契約	施行先	
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連	施行者	
取扱区分	秘密区分		格付け 機密性格付け	
	秘密期間終了日			1
	指定事由		取扱制限	
			保存 行政文書保存期間	5年
			保存期間満了時期	令和8年3月31日
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄(別紙)参照			
備考欄				

株式会社マツオカコーポレーション 代表取締役 松岡典之と 令和2年4月3日付随意契約、  
同4月28日付変更契約を締結した「ガーゼマスク購入 一式」について別紙のとおり変更契約を  
締結してよろしいか伺う。  
なお、予定価格調書は別途作成する。

支出科目

(会計) 一般会計

(項) 文部科学本省共通費

(大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費

(事項) 文部科学本省一般共通経費

(目) 庁費

伺  
い  
文  
（  
別  
紙  
）

大臣官房 会計課  
原 克彦 (課長)

大臣官房 会計課 監査班  
上地 義夫 (主査)

大臣官房 会計課 監査班  
田邊 昌彦 (専門官等)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
福永 武彦 (係長)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
植村 啓

大臣官房 会計課 用度班  
法量 健哲 (主査)

決  
大臣官房 会計課 用度班  
今井 弘司 (専門官等)

裁  
大臣官房 会計課 用度班 総括係  
佐藤 希【同報】

大臣官房 会計課 用度班 総括係  
[Redacted]

供  
大臣官房 会計課 監査班 監査総括係  
[Redacted]

覽  
欄  
(  
別  
紙  
)

## 変更理由書

(今回の変更理由)

当初、各学校へ配布するマスクの予定数量を約1,530万枚と見込み、購入契約を締結していたが、約[ ]枚程度の不足が生じる可能性が出てきたため、急遽、追加発注することになった。

その[ ]枚については、(株)マツオカにおいて直ぐに手配できるとのことであり、また、交渉の結果、安価な低廉な価格で納められるとのことであり、同者と、再度、変更契約を行うこととする。

変更後 予定数量 [ ]枚 契約単価 [ ]円(税込み)  
予定数量 [ ]枚 契約単価 [ ]円(税込み)(※)  
納入期限 令和2年5月25日

※ 従前は中国製品であったが、製造ルートが広がり、安価なミャンマー製品が納入できることになった。

(参考・これまでの経緯)

全国の児童・生徒等に配布するためのガーゼマスクを購入するため、4月3日付けで(株)マツオカコーポレーションと契約を締結したところである。

変更前 予定数量 [ ]枚 契約単価 [ ]円(税込み)  
納入期限 令和2年4月30日

しかしながら、納入後不良品(髪の毛、虫混入等)が散見されたことから、検品業者により約[ ]枚を点検することになった。これに伴い不良品の代替品が当初の4月30日納期に間に合わない可能性が出てきたため、協議を行い、納期を5月25日に変更することとした。また、予定数量について当初[ ]枚としていたが、他のマスク納入業者との納入数量の割合を変更したことから、この機に併せて変更することとした。

変更後 予定数量 [ ]枚 契約単価 [ ]円(税込み)  
納入期限 令和2年5月25日

変更契約書（二回目）

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と供給者 株式会社マツオカコーポレーション代表取締役、松岡 典之（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月3日付けで契約を締結している「ガーゼマスク購入 一式」（令和2年4月28日付け変更契約）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 変更契約書（令和2年4月28日付け変更契約）の2. 契約金額の単価表について、

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

を

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク（中国製）	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚
ガーゼマスク（ミャンマー製）	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年5月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦

乙 広島県福山市宝町4-14  
株式会社マツオカコーポレーション  
代表取締役社長 松岡 典之

# 見 積 書

¥842,380,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク(中国生産)	[REDACTED]	円 [REDACTED]	693,000,000	
ガーゼマスク(ミャンマー生産)	[REDACTED]	円 [REDACTED]	72,800,000	
合 計	[REDACTED]		765,800,000	

上記の通り見積致します

令和 2年 5月 日

住 所 広島県福山市宝町4-14

氏 名 株式会社マツオカコーポレーション  
代表取締役社長 松岡 典之

印

支出負担行為担当官  
文部科学大臣官房会計課長殿

【お問い合わせ】  
株式会社マツオカコーポレーション  
[REDACTED]

振込銀行名等	銀行	[REDACTED]	支店
預金種別	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]
取引口座名	[REDACTED]		
債主コード			



## 予 定 価 格 調 書

件 名：ガーゼマスクの購入（（株）マツオカコーポレーション  
分）


予 定 価 格：金842,380,000円也 (A)

比 較 金 額：金765,800,000円也【(A) × 100 / 110】

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年5月18日  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦 

変更契約書（二回目）

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と供給者 株式会社マツオカコーポレーション 代表取締役 松岡 典之（以下「乙」という。）との間において、令和2年4月3日付けで契約を締結している「ガーゼマスク購入 一式」（令和2年4月28日付け変更契約）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 変更契約書（令和2年4月28日付け変更契約）の2. 契約金額の単価表について、

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

を

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び地方消費税
ガーゼマスク（中国製）	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚
ガーゼマスク（ミャンマー製）	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年5月18日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官  
文部科学省大臣官房会計課長  
原 克彦

乙 広島県福山市宝町4-14  
株式会社マツオカコーポレーション  
代表取締役社長 松岡 典之